

# 土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

## (趣旨)

第1　近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正に関し必要な事項を定めるもの。

## (対象工事)

第2　令和2年10月1日以降適用の土木工事標準積算基準書等を用いて積算した全ての土木工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

## (積算方法)

第3　現場管理費の補正は、工期中に占める真夏日の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正值」を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正是変更設計書作成時点で行うものとする。

$$\text{真夏日率} (\%) = \frac{\text{基準日から工期末までの真夏日} \times 1}{\text{工期}} \times 100$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 1$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

※<sub>1</sub>：気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日※<sub>4</sub>または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）が25度以上の日のうち休工日※<sub>5</sub>を除いた日をいう。

※<sub>2</sub>：第4条2項で定める基準日から工期末までの期間をいう。

※<sub>3</sub>：補正係数は1.2とする。

※<sub>4</sub>：当面の間、真夏日を「日最高気温が28度以上の日」と読み替える

（出典：令和4年3月11日付け事管号外「土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領について」）

※<sub>5</sub>：現場閉所の日をいう。ただし、悪天候等により現場閉所となった場合は休工日としない。

### (実施方法)

- 第4 発注者は、特記仕様書又は工事打合せ簿により本試行要領の対象工事である旨を明示する。また、工事着手前に受注者より提出される施工計画書に適用する観測所、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。
- 2 受注者は、本運用に基づく設計変更を希望する場合は、発注者に対し、「基準日」、「工期末」並びに「真夏日」について打合せ簿により報告すること。  
なお、「基準日」は工事着手日を基本とし、「工期末」については、契約変更手続き期間等を踏まえ、受発注者間の協議により事前に決定するものとする。
- 3 「真夏日」の集計においては、施工現場から最寄りの気象庁が公表している地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表とする1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法または環境省の暑さ指数（W B G T）測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることができるものとする。  
また、（一財）建設物価調査会が運営する「熱中症対策に資する現場管理費の補正額算出サイト（<https://nechusho.kensetu-navi.com/>）」を使用することができるものとする。
- 4 発注者は、受注者の報告に基づき、第3条による現場管理費の補正を行う。
- 5 本要領に定めのない事項、又は疑義が生じた事項がある場合は事業管理課工事管理班まで報告すること。

### (適用)

- 第5 本試行要領は、令和2年11月1日以降に入札公告する工事から適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年6月1日から施工する。